

新法に基づく許可を要する営業施設のうち輸入食品を取扱う施設(月単位の監視状況)(令和5年度夏期一斉取締り)

	調査・監視指導延施設数 (1)	違反発見施設数 (2)	施設基準違反 (3)	管理運営基準違反 (4)	違反件数 製造基準等違反 (5)	表示基準違反		その他 (7)	営業許可取消命令 (8)	営業禁止命令 (9)	処分件数					処分以外の処置件数 (14)	告発件数	
						食品衛生法 (6)-1	健康増進法 (6)-2				営業停止命令 (10)	改善命令 (11)	物品廃棄命令 (12)	その他 (13)	無許可営業 (15)		その他 (16)	
飲食店営業																		
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	101																
	すし屋	2																
	そば・うどん屋																	
	旅館	18																
	仕出し・弁当屋	52																
	カフェ・バー・キャバレー	10																
	自動販売機																	
簡易な飲食店営業	6																	
その他	91																	
調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業																		
食肉販売業(包装除く)	29																	
魚介類販売業(包装除く)	店舗	68																
	自動車																	
	仮設	1																
魚介類せり売り営業																		
集乳業																		
乳処理業																		
特別牛乳搾取処理業																		
食肉処理業	4																	
菓子製造業	33																	
アイスクリーム類製造業	9																	
乳製品製造業																		
清涼飲料水製造業	3																	
食肉製品製造業	1																	
水産製品製造業	6																	
氷雪製造業																		
氷雪製造業	店舗	1																
	自販機																	
液卵製造業																		
食用油脂製造業																		
みそ又はしょうゆ製造業	1																	
酒類製造業																		
豆腐製造業	1																	
納豆製造業	1																	
麺類製造業	4																	
そうざい製造業	21																	
複合型そうざい製造業	1																	
冷凍食品製造業	1																	
複合型冷凍食品製造業																		
漬物製造業	9																	
密封包装食品製造業	4																	
食品の小分け業	6																	
添加物製造業	法第13条第1項の規格有り(小分け販売を除く)																	
	法第13条第1項の規格有り(小分け販売に限る)																	
合計	484	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

※許可を有する営業施設で計上した施設のうち、輸入食品を取扱う施設を再掲してください。

輸入食品を取扱う施設 : 輸入食品を販売する施設または輸入食品を原材料として調理・加工・製造する施設